

## 第 531 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 2 年 9 月 8 日（火） 9 時 55 分～10 時 35 分		
開始場所	広島合同庁舎 4 号館 13 階 第 9 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改定決定に係る異議申出の取扱いについて 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県最低賃金の改定決定に係る異議申出の取扱いについて</p> <p>広島地域労働組合総連合ほか 11 者（団体・個人）から提出のあった広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて審議した結果、全会一致で答申内容の変更を検討する必要はないとの結論に達し、会長は事務局に答申文の作成を指示した。</p> <p>事務局において「異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであることから、令和 2 年 8 月 21 日付け「広島県最低賃金の答申どおりとすることが適当である。」旨の答申文案を作成、配付の後、内容を読み上げ、会長より広島労働局長に答申された。</p> <p>2 その他</p> <p>本年度の広島県特定最低賃金の改正については、効率的な審議で年内発効を目指すこととし、答申とりまとめの本審開催は原則 1 回とすることが確認された。</p> <p>また、特定最低賃金専門部会における調査審議において、参考人からの意見聴取は行わないこととされた。</p> <p>次回の第 532 回本審は、10 月 30 日（金）に開催する方向で開催時刻・場所等を事務局で調整したうえ、各委員あてに通知することとなった。</p> <p>なお、次回本審における主要議題は、「広島県特定最低賃金の改正決定について」とされた。</p>			